

トラック輸送を利用される荷主の皆様へ

国土交通省 北海道運輸局
厚生労働省 北海道労働局
経済産業省 北海道経済産業局
農林水産省 北海道農政事務所
公正取引委員会事務総局 北海道事務所

「物流の2024年問題」は通過点！

「トラック輸送を確保するための取組について」

～現場で支えるトラックドライバーの労働環境改善に御協力ください～

平素より各行政分野の運営に関して格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国民生活や経済産業活動を支えるライフラインとして物流を担っていますが、トラック運送業界の労働環境は、全産業の平均値と比べ「労働時間が約2割長く」、「年間所得は約5～15%も低い」ことから、トラックドライバーの担い手不足は年々深刻な状況となっています。

更には若年層の就業割合が著しく低く、トラックドライバーの高齢化が顕著でこのまま対策を講じなければ担い手の減少が急激に進み、持続的で安定したトラック輸送に支障が生ずることが懸念されております。

御承知のとおり、物流産業を魅力ある職場にするため、令和6年4月からは働き方改革関連法における時間外労働の上限規制（年960時間）及び改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」も併せて適用となったことにより、トラック運送事業者は労働時間の削減や業務効率化による生産性の向上及び配送ルート最適化などの取組を推進しております。

政府も、コストに見合った適正な対価を収受し、賃上げの原資とできるよう、令和5年11月には「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費転嫁指針）」を策定し、令和8年1月には、グッドプラクティスの追加や取適法で新たに追加された禁止規定を反映するなどの改正を行うとともに、荷主に対する交渉力が弱いトラック運送事業者のために、令和6年3月には改めて「標準的な運賃」を告示したところですが、国土交通省調べにおいては「標準的な運賃（R6）同等以上を収受できている」全国のトラック運送事業者の割合は13%と停滞し、政府の想定と乖離している状況にあります。

このように、トラックドライバーの担い手不足に喘ぐトラック業界においては、人手不足を改善するために「標準的な運賃」や「料金（運送以外の業務）」の収受が急務な状況であり、仮にこの問題が長引けば、トラックドライバーの賃金低下を招き離職率が上昇するものと危惧しております。

「2024年問題」は始まりに過ぎず、政府も順次様々な施策に取り組んでおりますが、物流革新を実現し今後の輸送力を確保するためには官民連携の実効性ある取り組みが不可欠です。

特に北海道は、安全で安心な食糧の供給地域としての役割を担っており、道内の第一次産品の輸送が滞ることは道産品のブランド力を損なうこととなり、また、日本全国に与える影響も計り知れないと憂慮しております。

荷主の皆様におかれましても、下記の取組について御理解いただき、物流のパートナーであるトラック運送事業者と相互に協力し、「荷待ち・荷役時間の削減」、「積載効率の向上」、「DXを活用した物流」や「他輸送モードとの連携」などの取組により、トラックドライバーの負担軽減と荷主の物流生産性向上を進め、持続的で安定した輸送体制の確保に向け、御協力をよろしくお願い申し上げます。

1. トラック運送事業に係る「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の導入による

「適正な運賃・料金」への見直し

令和2年4月に国土交通大臣より告示された「標準的な運賃」が、現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による改正が行われ、令和6年3月に新たに告示されました。

「標準的な運賃」はトラックドライバーの労働条件を改善し、トラック運送事業がその機能を持続的に維持しながら、国民生活と経済を支えていくために、法令を遵守して経営する際の参考となる目安（運賃）を示すことを目的としたものであり、導入について御理解と御協力をお願いいたします。

また、荷待ち・荷役に係る費用・燃料高騰分・下請けに発注する際の手数料等の明確化・有料化を促し、荷主企業や元請事業者に適正に転嫁できるよう、同年6月に「標準運送約款」も改正施行され、運送と運送以外の業務を分離し荷主から対価として収受する等についても明記されたところです。

荷主の皆様には、限りある輸送力で「物流の2024年問題」に対応するために「標準的な運賃」のほか、「標準運送約款」や「燃料サーチャージ」の導入についても併せて御理解と御協力をお願いいたします。

2. 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉の遵守

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、「トラックGメン」を設置し、適正な取引を阻害する荷主への監視体制を抜本的に強化して参りましたが、今般、倉庫業者からも情報収集し物流全体の適正化を図る観点から、令和6年11月より『トラック・物流Gメン』と改組し体制の拡充を図りました。

トラックドライバーの労働環境の現状や労働時間のルールを御理解いただき、トラック運送事業者がコンプライアンスを遵守し事業を遂行できるよう、荷主の皆様には必要な御配慮をお願いいたします。

3. 改正貨物自動車運送事業法〈トラック運送事業者の取引に関する規制〉の遵守

「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、商慣行の見直し、物流業界の多重下請構造の是正や実運送事業者の適正な運賃の確保を図り賃金水準の向上等を実現するため、貨物自動車運送事業法の一部改正が行われ、運送契約の締結に際して提供する役務の内容やその対価等を記載した書面の交付等を義務付け、元請事業者等に対し実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付けたほか、トラック運送事業者等に対しては、他の事業者の運送の利用（下請け）の適正化についても努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、運送利用管理規程の作成や運送利用管理者の選任についても義務付けるなどの法改正が行われております。

「物流の2024年問題」に対応した持続的成長を図るために御理解と御協力をお願いいたします。

4. 物流効率化法〈荷主・物流事業者に対する規制〉の遵守

政府が令和5年6月にまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」推進の一環で、国交省、経産省、農水省が策定した「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」の一部を法制化するため「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を改正し、名称も「物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）」に変更しました。

特に、令和8年度からは「一定規模以上」の荷主・物流事業者を「特定事業者」として指定し、物流効率化に関する中長期計画の作成や定期報告などを義務付け、また、中長期計画に基づく取り組みの実施状況を国が「不十分」と判断した場合、国が事業者に対して改善への勧告・命令ができるように措置するとともに、特定事業者のうち荷主には、物流統括管理者の選任も義務付けております。

物流の効率化と適正な物流構造へ向けた取り組みに御理解と御協力をお願いいたします。

5. **トラック適正化二法〈令和8年4月1日施行〉の遵守**

トラックドライバーの適切な賃金確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、「許可の更新制度の導入」、「適正原価を下回る運賃・料金の制限」、「委託次数の制限」及び「違法な「白ナンバートラック」に係る荷主等の取締り」等貨物自動車運送事業法の一部改正が行われたとともに、それを担保するための新法が制定され、令和8年4月1日より順次施行となります。

トラックドライバーの経済的社会的地位の向上の実現に御理解と御協力をお願いいたします。

6. 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」への適切な対応

公正取引委員会では、令和5年度に「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施し、その結果、原材料価格やエネルギーコストに比べ、労務費の転嫁が進んでいない状況が見られたことから、同年11月に内閣官房と連名で、労務費のコスト増を取引価格に転嫁しやすくなるよう労務費転嫁指針を策定し、令和8年1月には、グッドプラクティスの追加や取適法で新たに追加された禁止規定を盛り込むなどの改正をしています。

発注者が本指針に記載の12の採るべき行動/求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）に基づき厳正に対処していくこととしております。

本指針を踏まえた適正な価格転嫁の実現に御理解と御協力をお願いいたします。

7. **令和8年1月より「下請法」は「取適法」へ！**

「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。

本改正法は令和8年1月1日から施行され、法律名の「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」は「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」へ、「下請中小企業振興法」は、「受託中小企業振興法」となりました。

取適法では、新たに「特定運送委託」が追加されました。特定運送委託は、発荷主が販売する物品や、製造や修理を請け負った物品などについて、その取引の相手方（取引の相手方が指定するものを含む。）に対する運送を、他の事業者へ委託する取引です。元請物流事業者が、無償で荷役・荷待ちをさせられている問題などを受け、取適法の対象に追加されました。

賃上げの原資となる価格転嫁を定着させるためには、物流事業者へ負担を押し付けるような商慣習を一掃し、取引の適正化を進める必要があります。

価格転嫁と取引の適正化の実現に御理解と御協力をお願いいたします。

8. 「**ホワイト物流推進運動**」及び「**パートナーシップ構築宣言**」への積極的な御参加

荷主企業の皆様とトラック運送事業者が相互に協力して、トラック輸送の生産性の向上・物流の効率化を進める「ホワイト物流推進運動」やサプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携及び働きやすい労働環境の実現等に向けて中小受託事業者との望ましい取引慣行の順守を代表者の名前で宣言する「パートナーシップ構築宣言」への積極的な御参加をお願いいたします。

9. **トラックドライバーの長時間労働の解消のための御協力**

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」が策定されています。

トラックドライバー不足の解決のためにも、当該ガイドラインに基づく取組を実施され、また労働環境改善のために中継輸送・共同輸送や他輸送モードとの連携などについても積極的に御検討をお願いいたします。



←ご回答はこちらから

トラック・物流 G メン 荷主企業アンケート(物流 2024 年問題対応)

アンケートへのご協力をお願い

本アンケートは、国土交通省(北海道運輸局)「トラック・物流 G メン」の荷主訪問の効果を把握し、今後の物流効率化・取組支援に活用する目的で実施します。回答は統計的に集計し、個別の企業名は、外部公開しませんのでご協力の程よろしくお願いいたします。【所要時間:約 5 分】

1. 基本情報

- ・会社名 (任意)
- ・属性 発荷主 着荷主 元請け その他 ()
- ・業種 製造業 卸売業 小売業 建設業 土木業 農林水産業
 物流・倉庫業 その他 ()

Q1. 貴社では「物流 2024 年問題」についてどの程度ご存じですか? (選択式)

- よく理解している
- ある程度理解している
- 聞いたことはあるが内容は知らない
- 知らない

Q2. 働き方改革に伴うトラックドライバーの時間外労働の上限規制 (年 960 時間) についてご存じですか? (選択式)

- 内容まで理解している
- 規制があることは知っているが内容は知らない
- 知らない

Q3. 貴社では、物流 2024 年問題に対してどのような対応を行っていますか? (選択式)

- 対応していない
- 対応している (以下の取り組みを実施、複数選択可)

【荷待ち時間の短縮に関する取り組み】

- 荷待ち時間の短縮に向けた社内改善 (例: 出荷準備の前倒し、人員配置の見直し)
- 予約受付システムの導入 (例: トラック予約システムによる入構管理)

【荷役作業の効率化】

- パレット化の推進
- フォークリフト・自動搬送機の導入
- 荷役人員の増強・教育

【契約・運用面の見直し】

- 納品時間の見直し
- 契約条件の見直し（附带作業・待機時間の明記）
- 運送事業者との協議の強化

【その他の取り組み】

- 物流拠点の統廃合・再配置
- 共同配送・中継輸送の導入
- IT・デジタル技術の活用（例：動態管理、電子伝票）
- その他（ ）

Q4. トラック運送事業者から、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等の相談に対して、どのような対応をされましたか？（選択式＋記述式）

- 相談を受けたことがない
- 相談を受けたが対応していない
- 相談を受けて対応した（ ）

Q5. 荷待ち時間は平均どのくらいですか？（選択式）

- 30分未満
- 30分～1時間
- 1時間～2時間
- 2時間以上
- わからない

Q6. 荷待ち時間の発生原因は何ですか？（複数選択可）

- 入構時間の指定がない
- 出荷準備の遅れ
- 荷役人員の不足
- その他（ ）

Q7. トラック運送事業者に依頼している附带作業にはどのようなものがありますか？（複数選択可）

- 荷役作業（積み下ろし）
- 製品の検品・仕分け
- ラベル貼付・伝票処理
- 倉庫内の移動・保管作業
- 附带作業は依頼していない
- その他（ ）

荷主等の
皆様

白ナンバーのトラックに

有償で貨物の運送を委託してませんか？



貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、
有償で貨物の運送を行うことは違法です。



令和8年4月1日から

新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償
で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車
運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100
あ 00-00

事業用

~~白ナンバー~~

~~品川100
さ 00-00~~

自家用

違反した場合は
100万円以下の罰金

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと



法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託してはいけない^{※注}ことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）



荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。



違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

Q「トラック・物流Gメンとは？」

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。



貨物の運送の委託にあたってのご相談・お問い合わせ先

北海道運輸局自動車交通部貨物課 011-290-2743
札幌運輸支局輸送・監査担当 011-731-7167
旭川運輸支局輸送・監査担当 0166-51-5272
釧路運輸支局輸送・監査担当 0154-51-2514
北見運輸支局企画輸送・監査担当 0157-24-7631

函館運輸支局輸送・監査担当 0138-49-8863
室蘭運輸支局輸送・監査担当 0143-44-3012
帯広運輸支局企画輸送・監査担当 0155-33-3286

トラックによる配送をご利用の皆様へ

物流2024年問題の ご理解・ご協力のお願い

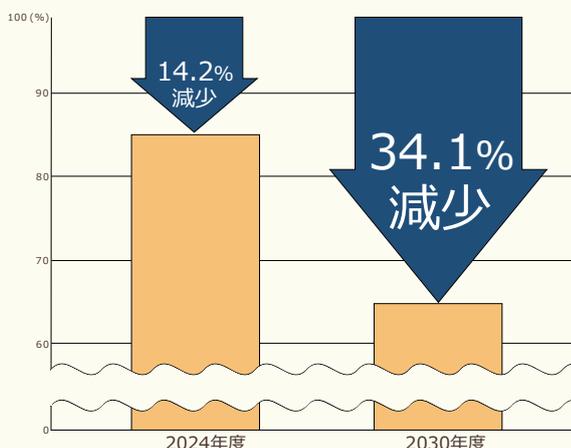
北海道運輸局の「トラック・物流Gメン」は、物流2024年問題の解消に向けて荷主や元請事業者の皆様を訪問し、ご理解とご協力を呼びかけています

物流2024年問題とは？

ドライバー不足が深刻化するなか、長時間労働などを改善するため、2024年4月からドライバーの残業時間が960時間に制限されました。ドライバー不足や労働時間が短縮される影響により、**今までどおりにモノが運べなくなる・届けられなくなるリスクを**物流2024年問題といいます。

物流2024年問題に対し 何も対策を行わなかった場合・・・

日本国内の営業用トラックの輸送能力が2019年度と比較して、2024年度時点で14.2%、さらに2030年度時点で34.1%減少する見込みです。



出典：持続可能な物流の実現に向けた検討会最終とりまとめ（2023年8月）

そうになってしまうと・・・



・荷主のニーズに応えられなくなり、今までどおりの輸送（長距離輸送など）ができなくなる
・今までどおりの輸送を継続するためには、さらにドライバーの増員が必要だが人材が確保できない

・必要な時に必要なモノが届かない
・トラック事業者に輸送を断られる

というような、運送依頼する側も受ける側も不利益な状態が発生します。

物流2024年問題の解消に向けて

○ 荷主とトラック事業者が連携して取り組んでいただきたいこと

- 1 荷待ち時間、待機時間の削減
↳ 予約システムの導入、出荷・受入れ体制の見直しなど
- 2 作業削減など、労働環境の改善
↳ パレット化による手荷役作業の削減など
- 3 リードタイムの延長
↳ 長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送など

○ 荷主に協力いただきたいこと

- 1 標準的運賃等による運送契約
↳ ドライバーの労働環境改善や働き方改革に取り組むための適正な運賃による運送契約
- 2 運送以外に発生する料金の負担
↳ 燃料サーチャージや附带作業料金、高速道路料金など

※荷主とは、発荷主（貨物を発送する企業）や元請トラック事業者のみならず、トラック事業者と直接契約にない着荷主（貨物を受け取る、預かる企業）も含まれます。

トラック・物流Gメンは、トラック事業者が法令に違反する原因となる恐れのある荷主・元請事業者の以下のような行為（違反原因行為）に対して、改善に向けた「働きかけ」「要請」「勧告・公表」を実施しています。

長時間の荷待ち



過労運転防止義務違反
を招くおそれ

無理な運送依頼



最高速度違反
を招くおそれ

過積載運送の指示・容認



過積載運行
を招くおそれ

お問い合わせ先

国土交通省 北海道運輸局 自動車交通部 貨物課 011-290-2743
札幌運輸支局 輸送・監査担当 011-731-7167
函館運輸支局 輸送・監査担当 0138-49-8863
旭川運輸支局 輸送・監査担当 0166-51-5272
室蘭運輸支局 輸送・監査担当 0143-44-3012
釧路運輸支局 輸送・監査担当 0154-51-2514
帯広運輸支局企画輸送・監査担当 0155-33-3286
北見運輸支局企画輸送・監査担当 0157-24-7631

🔍 トラック・物流Gメンとは？



令和8年度 農林水産省の支援制度について



物流革新に向けた取組の推進のうち

持続可能な食品等流通総合対策事業

令和8年度予算概算決定額 420百万円（前年度 120百万円）
 【令和7年度補正予算額 1,967百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、ラストワンマイル配送の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な設備・機器等の導入等、②中継共同物流拠点の整備を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

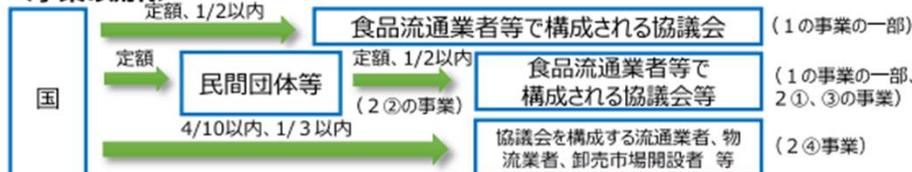
<事業目標>

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4% [令和5年度実績] →10% [令和12年度まで]）等

<事業の内容>

- 1. 持続可能な食品等流通対策事業** 420百万円（前年度 120百万円）
 標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化に必要な設備・機器等の導入を支援します。
- 2. 食品等物流合理化緊急対策事業** 【令和7年度補正予算額】1,967百万円
 - ① 物流生産性向上推進事業** 973百万円の内数
 標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や、物流の効率化に必要な設備・機器等の導入を支援します。
 - ② 推進事業** 973百万円の内数
 物流改善に取り組む者を対象に、産地等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を支援します。
 - ③ 輸出物流構築事業** 973百万円の内数
 地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な設備・機器の導入等を支援します。
 - ④ 中継共同物流拠点施設緊急整備事業** 994百万円
 中継輸送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】（1、2①～③の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
 （2④の事業）卸売市場室（03-6744-2059）

<事業イメージ>

流通関係者による協議会 産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 輸出事業者 等



令和8年1月1日から、 取適法の対象が特定運送委託まで拡大します。

取適法とは？

令和8年1月1日から、下請代金支払遅延等防止法（下請法）が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）に変わります。

今回の改正により、法律の適用対象が拡大され、「特定運送委託」が新たな対象取引に追加されることになりました。

特定運送委託とは？

発荷主が自社の事業のために行う物品の運送（例：自社で販売する物品を取引の相手方に運送する行為）を、運送事業者（個人も含む）に委託する取引のことを指します。



誰が対象になる？

取適法が適用されるかどうかは、発荷主（委託事業者）と運送事業者（中小受託事業者）の**資本金の額**又は**常時使用する従業員数**で決まります。

特定運送委託の場合

委託事業者

資本金 3 億円超

資本金 1 千万円超 3 億円以下

常時使用する従業員 300 人超

中小受託事業者

資本金 3 億円以下（個人含む）

資本金 1 千万円以下（個人含む）

常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

規制の内容は？

取適法では、発荷主（委託事業者）に対して**4つの義務**と**11の禁止事項**が課されています。

義務

01 発注内容の明示義務

02 書類の作成・保存義務

03 支払期日を定める義務

04 遅延利息の支払義務

禁止事項

01 受領拒否

02 支払遅延（手形払の禁止）

03 減額

04 返品

05 買ったたき

06 購入・利用強制

07 報復措置

08 有償支給原材料等の早期決済

09 不当な経済上の利益の提供要請

10 不当な給付内容の変更・やり直し

11 協議に応じない一方的な代金決定

注意すべきことは？

- **業務終了後60日以内**で**支払期日を設定し**、**発注時に明示**する必要があります。
- 運送事業者からの価格交渉の求めに応じず発荷主側で代金を一方的に決定した場合には、**買ったたき**の禁止や**一方的な代金決定**の禁止に該当するおそれがあります。
- 委託先の運送事業者に対し、**付帯業務**（倉庫内での荷役作業や長時間の荷待ちなど）を無償で行わせる場合には、**不当な経済上の利益の提供要請**の禁止に該当するおそれがあります。

ご相談やご質問は、公正取引委員会の全国の相談窓口にお問い合わせください。

経済取引局取引部 企業取引課
☎ 03-3581-3375（直通）

北海道事務所 取適法担当
☎ 011-231-6300（代表）

東北事務所 取適法担当
☎ 022-225-8420（直通）

中部事務所 取適法担当
☎ 052-961-9424（直通）

近畿中国四国事務所 取適法担当
☎ 06-6941-2176（直通）

中国支所 取適法担当
☎ 082-228-1520（直通）

四国支所 取適法担当
☎ 087-811-1758（直通）

九州事務所 取適法担当
☎ 092-431-6032（直通）

沖縄総合事務局
公正取引課 取適法担当
☎ 098-866-0049（直通）

改正トラック法 (貨物自動車運送事業法) が施行されます

トラックドライバーの適切な賃金水準の確保と経済的社会的地位の向上等を目的として、令和7年6月11日に貨物自動車運送事業法が改正され、主に以下の3点の内容が令和8年4月1日から施行されます。

1 白トラ利用の罰則強化

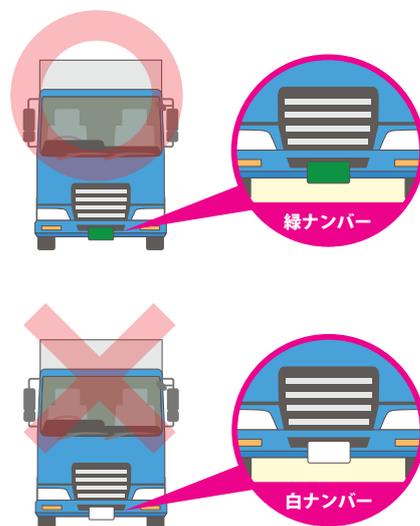
POINT! いわゆる白トラに貨物の運送を委託した荷主等は新たに処罰の対象になります

- 白トラを利用した荷主等は、**100万円以下の罰金**に処されることがあります。
- 白トラへの関与が疑われる荷主等は、「**トラック・物流Gメン**」による**是正指導の対象**となります。

(無許可等で貨物自動車運送事業を営業者への貨物の運送の委託の禁止)
第六十五条の二 何人も、次のいずれかに該当する者に貨物の運送（自動車を使用しないで貨物の運送を行わせることを内容とする契約によるものを除く。）を委託してはならない。

- 一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営業者
- 二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営業者
- 三 第三十六条第一項前段の規定に違反して貨物軽自動車運送事業を営業者

注：自家用自動車による運送について、自己の生業と密接不可分でその業務過程の中に包摂され、独立性を有しないものである場合等（自らの販売・製造・修理等のために行う物品の運送）は許可不要です。

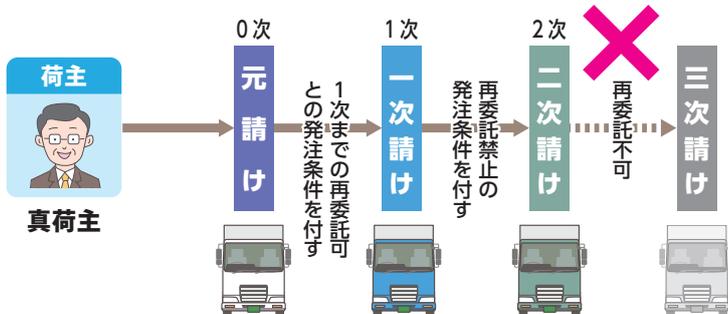


2 委託回数の制限

POINT! 元請事業者に対して、**再委託の回数を2回までに制限する努力義務**が課されます

- ① 荷主から運送を受託した元請をゼロ次としてカウントし、元請からの再委託の回数を2段階までに制限するよう努めてください。
- ② 1次請け事業者も、元請の委託次数の縮減に協力して下さい。
- ③ 取引構造の途中に貨物利用運送事業者が入る場合も委託次数にカウントします。
- ④ マッチングサービス事業者等が運送契約の取次ぎを行う場合、委託次数はカウントしません。

●健全化事例



3 書面交付義務・実運送体制管理簿の作成義務の対象者が「利用運送」にも拡大

トラックへ再委託する利用運送事業者への新たな義務

令和7年4月の改正トラック法の施行により、元請として荷主から運送委託を受けた貨物利用運送事業者にも、書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が課されます。

(書面の交付)

第十二条

2 前項の「真荷主」とは、自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者（次に掲げる者をいう。以下この項及び第六十四条第一号において同じ。）との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

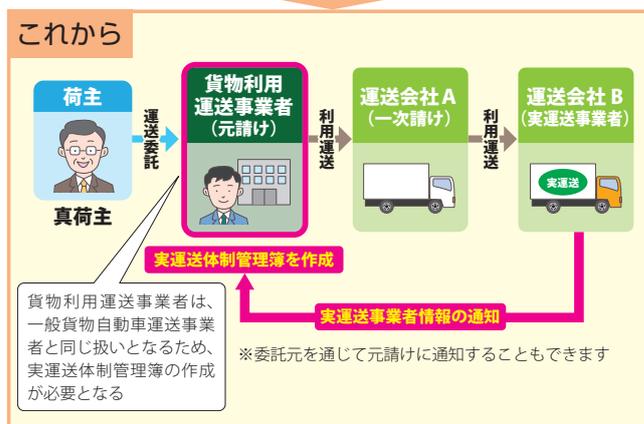
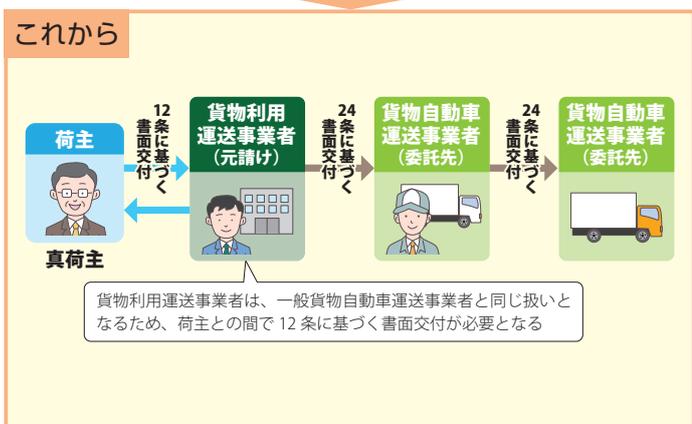
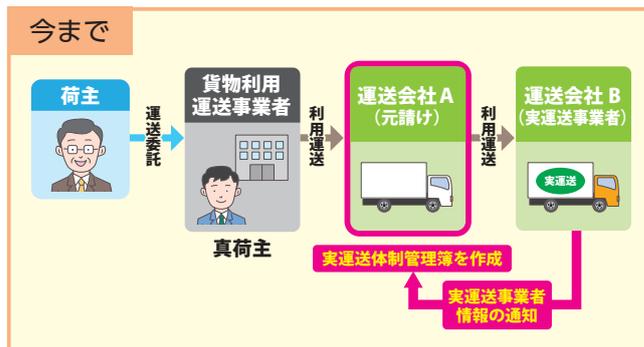
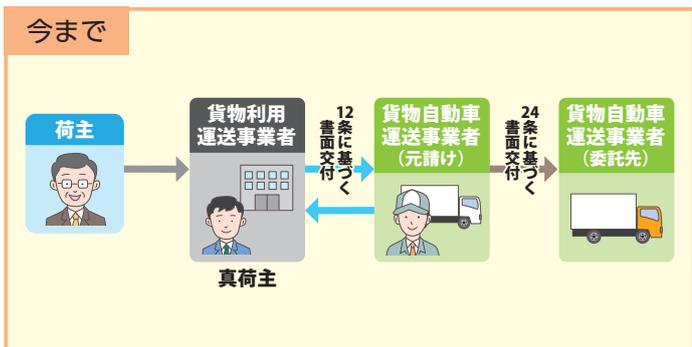
- 一 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する第一種貨物利用運送事業者（以下単に「第一種貨物利用運送事業者」という。）
- 二 貨物利用運送事業法第二十四条第一項に規定する第二種貨物利用運送事業者
- 三 貨物利用運送事業法第四十六条第一項に規定する外国人国際第二種貨物利用運送事業者



元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも書面交付義務や実運送体制管理簿の作成義務が新たに課されます

荷主から運送委託を受けてトラックを利用する元請の「貨物利用運送事業者」に対して、トラック運送事業者の運送役務や付帯業務の内容とその対価等を明確にするための書面交付義務や、荷主・元請事業者による多重取引構造の可視化を図るための実運送体制管理簿作成義務が新たに課されます。

荷主が貨物利用運送事業者に運送を委託し、トラックの利用運送をする場合



※上記のほか、トラックを利用する貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務が新たに課されます。

